

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月 7 日
【報告者の氏名又は名称】	LDEC株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03(6263)2800
【事務連絡者氏名】	代表取締役 西川 和宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	LDEC株式会社 (東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、LDEC株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アルプス物流をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注10) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社アルプス物流

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 2014年6月18日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年7月24日から2054年7月23日まで）

ロ 2015年6月17日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月23日から2055年7月22日まで）

ハ 2016年6月21日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月16日から2056年7月15日まで）

ニ 2017年6月21日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月20日から2057年7月19日まで）

ホ 2018年6月20日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月21日から2058年7月20日まで）

(3)【公開買付期間】

2024年8月22日（木曜日）から2024年10月4日（金曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（6,368,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（16,328,000株）が買付予定数の下限（6,368,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年10月5日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,270,600（株）	16,270,600（株）
新株予約権証券	57,400	57,400
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	16,328,000	16,328,000
（潜在株券等の数の合計）	57,400	（57,400）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	163,280
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	165,268
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)	354,561
買付け等後における株券等所有割合 ($((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$)(%)	92.47

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、()対象者が2024年7月30日に公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者2025年3月期第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(35,501,000株)に、()対象者から2024年8月22日時点で行使可能なものとして報告を受けた第1回新株予約権47個の目的である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)9,400株、第2回新株予約権33個の目的である対象者株式6,600株、第3回新株予約権162個の目的である対象者株式16,200株、第4回新株予約権143個の目的である対象者株式14,300株及び第5回新株予約権109個の目的である対象者株式10,900株を加算した株式数(35,558,400株)から、()対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在対象者が所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,530,364株)に係る議決権の数(355,303個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。